

奈良県告示第四百二十一号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動植物ツクシガヤ保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県くらし創造部景観・環境局自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象とする種

ツクシガヤ（イネ科）

二 事業の目標

生育地の環境改善等により絶滅を回避するとともに、種子保存、栽培増殖等の生息域外保全を推進することにより絶滅リスクを低減し、さらには、県民等との協働による保全活動が展開されることを目標とする。

三 事業を行う区域

県内の本種の生育する地域又は生育の可能性がある地域（主として奈良盆地東縁丘陵付近及び大和川水系の河川）とする。

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 生育地の巡視

希少野生動植物保護巡視員又は希少野生動植物保護巡視団体による生育地の巡視等

2 生育地の環境改善

周囲木の伐採による生育地の日照条件の改善等

3 分布の把握

調査が十分実施されていない地域における本種の分布調査、情報収集等

4 生息域外保全の実施

研究機関等において系統保存等を目的とした種子保存、栽培増殖等の実施

5 増殖個体の補植及び再導入

系統保存されている増殖個体の補植及び再導入による本県個体群の再構築及び生

育地再生の検討

6 啓発・協働活動

地域住民等を対象とした学習会の開催及び地域の学校、企業等との協働活動